

日程第7 議案第33号 橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について から、日程第24 議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について まで

○議長（中上良隆君）日程第7 議案第33号 橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について から、日程第24 議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について までの18件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）おはようございます。

それでは、議会最終日に追加提案をさせていただきます議案について、ご説明を申し上げます。

本日、平成19年度橋本市一般会計補正予算（第5号）をはじめ各特別会計、企業会計の補正予算案件として12件、条例の改正案件として5件、その他の案件として1件、合計18件の案件を提案させていただきました。

議案第21号から議案第32号までは、議案第34号の橋本市職員の給与に関する条例の一部改正に基づき、平成19年度橋本市一般会計及び各特別会計、企業会計の人件費を補正するものでございます。

議案第33号は、橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。これは、昨年7月1日に国家公務員の休息時間の制度が廃止されたことに伴い、給与制度と同様、勤務条件等についても国の制度に準ずることが望ましいということから、このたび職員の休息時間に関する規定を削除

するものでございます。

議案第34号は、橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。本年8月に人事院が国家公務員の給与のうち、初任給を中心に若年層に限定した俸給表の引き上げ、扶養手当のうち子等に係る支給月額0.05カ月分の引き上げを本年度から実施する旨の勧告を行いました。国においては、人事院勧告に沿った給与改定が既に実施されております。和歌山県人事委員会におきましても、概ね国と同様の勧告を行っており、県をはじめ県内ほぼすべての自治体が、これらの勧告に沿った給与改定を実施するとのことでございます。本市におきましても、一般職の給与を国や県に準じ改正いたしたく提案するものでございます。

また、本市独自の給与抑制措置として実施している給料の減額率を100分の3から100分の2に改め、給与制度の見直し措置として、自動車通勤者に支給される通勤手当のうち、駐車場料金に係る手当の廃止並びに特殊勤務手当の部分的な廃止を行う改正をあわせて提案させていただきます。

議案第35号は、橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例であります。これは、財政健全化対策の一環として、本年度において実施している市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の給料の減額措置を、平成20年度においても引き続き実施するため、各関係条例を改正するものであります。

なお、市長ほか特別職等と市議会議員の期末手当については、本年度の人事院勧告において、国の指定職の期末特別手当を引き上げる勧告がなされたところですが、国は引き上

げを見送っており、本市におきましても、引き上げを見送ることとしたところでございます。

議案第36号は、橋本市職員の退職手当に関する条例の一部改正であります。これは、本年10月1日に改正雇用保険法が施行されたことに伴い、所要の規定を改正するものであります。

議案第37号は、橋本市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例についてであります。これは、現在建築中であります新しい高野口地区公民館が平成20年4月1日から開館することに伴い、高野口地区公民館の位置を、橋本市高野口町向島54番地の1から橋本市高野口町名倉813番地の2に変更するものであります。

議案第38号は、公の施設の指定管理者の指定についてであります。これは、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、橋本市高野口デイサービスセンターの指定管理者として医療法人敬英会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案18件についてご説明を申し上げました。

議員各位にはよろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中上良隆君）市長の説明が終わりました。

これより、議案第33号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第33号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いま

す。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第33号 橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）今回、橋本市職員の給与を変更するという提案なんですけれども、ちょっと一点お尋ねしたいんですが、職員の適正化計画も進んでおることと思います。計画より進んでおるといようなことも以前、議会で報告を受けておるんですけれども、それによって予定より人件費の減額がいくぐらい計画より増しているのか、そしてまた、今回附則10項におきまして100分の3を100分の2の減額に改めることで、どれだけの財政的な支出が増えるのか、それらについて教えてください。

○議長（中上良隆君）理事。

○理事（塚本 基君）お答えいたします。

18年からの定員適正化計画でございまして、

来年度20年度までに35人の削減ということで、定員適正化計画を計画してきておりましたけれども、実質53人ということになります。定員適正化計画より約18人の前倒しという形になりまして、約1億3,000万円程度削減されるということで考えております。

それから、100分の3から100分の2にすることによりまして、1人1%で約4,800万円程度が増額ということになります。それは、給料ではなく給与、諸手当を含めた額でございます。

以上です。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）1億3,000万円の削減ということで、効果は出しているとは思いますが、今回、そしたら計画より1億3,000万円浮いてきたと。それに対して、100分の3を100分の2と。これで4,800万円。ということは、この100分の2と算出されたその根拠は何でしょうか。もしこれ、1億3,000万円いけるのであれば、ちょうどこの減額を減らしたとして、ほぼ同じぐらいになるのかなと思うんですが、100分の2と提案された根拠について教えてください。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）まず1%カットの復元の問題でございますけれども、これにつきましては、理事から言いました4,800万円ではなしに、年間2,800万円になります。全体の額、1年間の額。基本給だけです。

それから、今回その1%にしたという考え方でございますけれども、職員の削減が計画より進んでいるというのは申すまでもなくでございます。そういうことで、職員の削減に対する人件費というのは、財政上で考慮してございません。人事院勧告の関係もございませんので。そういう中で、18年に給与構造改革ありまして、人件費については、人件費とい

うより、昇給をずっと停止しているわけでございます。ということで、職員にも給与に対する閉塞感というのがございました。

その中で、今回ほかの手当関係も改正といいますか整理する中で、かなり減額が生じるということで、そういうことから、額が低下することによる仕事への意欲低下を防ぐという意味で、1%というのはその手当関係相当分を対象にして積算をさせていただきました。それで、1%イコールその手当関係というふうな考え方、それはあくまでも積算としてそういう形で出させていただいたということで、その1%復元ということで、モチベーションの低下を防ぐということで考えさせていただいたような状況でございます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）今回の改定なんですけれども、このことにつきましては十分理解できるものだと私は思います。そんな中で、合併以前の旧の橋本市から含めまして、行財政改革とか財政健全化計画の中で、職員の給与についてはかなり削減をしてくださっていただくと。これは労働組合の理解を得た中で削減をしてくださるわけでありまして、職員の賃金のカットとか管理職手当の削減等がありまして、その辺をきちっと説明をいただいて、こうこうで取り組んできておった結果、今回はこういう形でやっていくんやということをやはり理解をしていきたいと思っておりますので、その辺の経過を少し説明をいただきたいんですけれども。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）旧橋本市からの経過になるかと思っておりますけれども、財政健全化計画というのは、平成15年に旧橋本市で立ててございます。その中で、特別職を含む職員

の給与の5%カットということが実施されてございます。ということで、それは平成17年の2月いっぱい、合併するまで続けられました。高野口町についてはちょっと承知してませんので、橋本市の状況だけ言います。

それで、旧橋本市が統合によりなくなるということで、その条例については失効されるということで、平成18年3月1日時点では復元されてございます。そういうことでなったわけでございますけれども、合併前の17年度末でございますけれども、旧町長、旧市長とのいろいろな、それと職員との交渉の中で、財政的に厳しい中で数字的にはあらわせないんですけれども、3%のカット、これについてはぎりぎりの線ということでさせていただきたいということで、18年の4月1日から実施してございます。同時に17年度の人事院勧告で、給与構造の全面的な改革ということがございました。給与表の見直しということがございましたので、そういう中で18年の4月から職員の給料、昇給についてはずっと凍結している状況でございます。

その中で、今回の人事院勧告については、人事院勧告どおりで実施するわけでございますけれども、あらゆる手当関係、好ましくないとか、法律上の問題ではないですけども、あまり突出した手当というのも整理していこうということで、それについても今回の提案の中に入っております。

ということで、給与が上がらなかったという閉塞感と同時に、今回、そういうことで手当てで削減していくということになりましたら、手取りが実質かなり下がっていくという状況でございましたので、その相当分だけを独自の1%復元をしていこうという考え方でございます。

ちょっと経過にはならなかったということがございますけれども、それと、職員が減って

いく中で、仕事をどうしても消化していただかなければいけないという観点がございまして、モチベーションの持続ということを考えて中で、今回の判断をさせていただいたということでございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）今、説明聞かせてもらったんですが、簡単に言うて、各種手当の部分、ごく一般的に見て不適切な部分は一応もうやめますと。そのかわりに1%戻しますと聞こえるんです。説明を聞いたら。僕は違うと思うんですよ。手当の適正化については適正化をやっていただけたら、それで十分結構でございますが、この3%の削減については、何で削減しているかというたら、行財政改革の一環として自ら身切ってやっている部分で、その部分で先ほどあったように、行財政改革のほうが、まあ言えようちの早期退職というか制度があって、貧弱なものの中でも早期退職をしていただける人もおって、きちんとした成果が上がっているんで、成果が出ているので1%戻しますと。まだ完成はしていないので、今後成果が出なかったらまた1%逆に削減します、みたいな考え方が一番市民には納得いけると思うんですよ。

だから、その辺を私としてははっきりしてほしいと。手当の適正化ということと、この3%を2%に戻すというのは、もっと正々堂々と戻してください。きちんと成果出ますやんか。だから今回、成果も出ているので1%戻したいんやと。今後も成果出るようにがんばります、成果出なかったときにはまた下げます、ぐらいの気持ちで言っていたら一番ええと思うんですけど、今やったら、何か知らんけど、こっち減らしたさかいにこっちで増やしたってよと聞こえるので、その辺、もうちょっときちんと説明してください。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）人件費総量につきましては、言いましたように、職員の削減がかなり成果が出ている中で、人件費総量から言いましたらかなり成果が出てございます。ということで、それを考えた中で戻していくということになりましたら、全部戻していくような形になろうかと思えます。そういう中で、まだ財政的にきちっと3%がええんや、2%がええんやという明確な、職員に説明というのが不十分な中で、とにかく手当相当分を考えたというだけでございまして、手当にかわってということではございません。

そういうことで1%という算出をしたということではございまして、それで、行財政改革でかなり、どれだけ成果が出てますということになったら、3%は全廃しなければならぬくらいの人件費の削減が行われております。

○議長（中上良隆君）11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）だから、行革のほうを言っても、完全に計画どおり、まだ5年も終わっていない時点ですから、そんな成果が出ているとは言いにくいところもあると思うんですが、そうやけど、先ほど理事も説明あったけども、予定以上には進んでいるわけですか、現実の話。進んでいる部分でということで、まだ全体の評価はできへんけども、そうやけど1%戻すくらいの成果は上がっておるので、というふうに僕は言ってほしいわけですよ、反対に。でないと、今のままやったら、私ら議場で賛成して、市民の皆さんにあんかい騒がれて、NHKさんに、もうはっきり言いますが。そんな手当のことと。それはなくしましたさかいに、今度は1%お前から戻したんかいと、言葉悪いですが、そういうことでは僕がかえって信頼を失うと思いますよ。はっきりしておかんと。1%を戻す部分は戻す部分、手当を適正化する部分は適

正化する部分。明確にしておかないとね。それをはっきり言ってもらわないと、僕は賛成するか反対するかの判断が立たないので、その辺明確に。

○議長（中上良隆君）理事。

○理事（塚本 基君）岩田議員のおただしでございすけども、私、先ほどご答弁させていただきまして、平成20年度につきましては、定員適正化計画より18人の多目の削減、前倒しということで1億3,000万円ほど削減されました。これは22年までの実施計画の計画でございすけども、最終的に22年までの結果を見なければ、全体としての削減がどれほどできたかというのがわからんわけですけども、単年度、単年度で、今回言わせていただきますように、20年度につきましてはこれぐらいの前倒しで1億3,000万円というふうな削減ができましたので、職員の給料をカットするのが1%がええのか、2%がええのか、3%がええのかというのは、はっきりと目的を持ってしたわけではないというふうに私は感じております。

ですから、ここら辺の削減に対する見返りと言ったらなんですけども、やはり職員と組合との交渉の中で、削減できる1%分については、本来から言いますと3%自体も市独自の事情による3%の削減でございすので、そこら辺につきまして、途中ですけども、行革の財政健全化に向けての効果が出ておる分に対する見返りと言ったら、ちょっと言葉は適当ではないかと思えますけども、そこら辺で1%を復元したということでご理解していただきたいと思えます。

たまたま、特殊勤務手当、通勤手当の部分も今回出ささせていただきましたけども、これは給料、給与にかかわる諸手当も含めての話でございすので、たまたまこういう形で出ささせていただいたということでは思っておりま

すので、ご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）今、企画部長の答弁の中で、モチベーションという言葉を使われまして、下がるのが怖いというか、そういうことを恐れているということで、ではこの金額でモチベーションは下がらなくていけるんですか。私は、本当にこれ以上モチベーションが下がる必要はないと思つてゐるし、もっと上げるためにはもっと、私は給料を下げるというのは基本的に嫌ひです。人の能力というのは、お金で判断しますから。できる人にはどんどんやってあげたいという気持ちは、私は思つてゐます。

この一律上げたということで、ではモチベーションが上がつて、職員の皆さんががんばつてやってくれる。そうでしたら結構ですけども、しかし、ではモチベーションが上がらないと。例えば、よその市でいろいろありますわね。タイムカードは押したけども家で寝ておつたとか、そういうふうないろんなことの問題に対する、これから行政が、行政というか皆さんが、職員に対して厳しくチェックをし、モチベーションを保つていただく、もしくは上げていただくような処置も講じる案はあるのか。もしくは、モチベーションが下がつて、これはおかしいと思つたときの、きつちりした対応を考えてのこの給料案なのか、その辺のところ、少しご説明お願ひできますか。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）仕事への意欲低下という、モチベーションの問題でございますけども、給与だけの問題ではないというふうに考えてございます。ということで、給料が上がれば相対的にそれは上がるというのは、一般的にはそういうところがあると思ひます

けども、意識の改革も含めた中でモチベーション、仕事への意欲の向上については行つていきたい。人材育成も含めた中での話となるのかというふうに考えてございます。

ただ、今回の給与改正の部分でも一部そういう部分があるということで、今回の給与改正によつて手取り額が低下するというのを極力防ぐ、職員も減つた中で仕事を多くこなしていただきたいという中で、極力防ぐという形で、実損はないという言い方は悪いですけども、できるだけ現状を持続するような形の給与の改正をさせていただきたいというのが現状でございます。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）今、おっしゃる中身で、私は、それは本当に行政改革ではないと思つてゐます。行政改革というのは、職員の一人ひとりの能力を上げる、そして市民の皆さんのためにお役に立つ、そういう職員をつくるのが行政改革の第一やと私は思つてゐます。職員にあつては。退職者が三十何人が五十何人やと。これは自然的にやめる方が多いというだけであつて、行政が本当に案を尽くし、行政改革を行つた結果ではないと僕は思つてゐます。

ですから、先ほど言つたように、再度お聞きしますけども、モチベーションが上がらない人に対して、どういうふうに皆さんは対応して行くんですかと。県とかあんなでしたら、担当課長が机を離れた時間とかをチェックしているらしいですね。事務職にあつては。あの人は1日に何時間机を離れる、だから何をしているんだとか、そういうふうなきつちりした管理体制を整えて、その職員の能力という部分を管理しているというのも聞いております。それがいいか悪いかは僕はわかりませんが、皆さんがそういうふうな態度で向かつて、市民の人に役に立つ

職員をつくっていく中でのこういうふうな案であればいいんですけども、その辺の対応についてです。私がさっき、一つ最後に聞いたのは。それについて再度、今まで以上に明確にやっていくのかやっついていかないのか。その辺のご説明よろしくをお願いします。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）今回、その条例で職員の給料が前面に出ていますけども、仕事への意欲高揚につましましては、人事評価なり、意識改革ということで、これはやっついていかなければいけないし、やっついていくという考え方でございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっておりまして議案第34号については、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第34号 橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

次に、議案第35号について質疑を行います。質疑ありませんか。

12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）提案理由の説明にもあったんですけども、特別職と議員の期末手当の引き上げを見送るとのことですけれども、議会としても議員報酬も含めまして行財政改革に協力をしていっておるわけですけれども、過去にもこの期末手当を見送った経緯があります。その辺、一般職といますか、職員と比較しまして、特別職と議員、そして一般職といますか職員を含めて、過去からどういう形で現在のこういう形になっていると、そして、今回、特別職はこうであって、議員がこうであって、一般職はこうであるという、少しその辺の具体的な現在の率と経過を説明させていただきたいと思っております。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）現在の特別職の給料につましましては、旧橋本市からの条例がそのまま合併のときに生かしてございますので、旧橋本市からの経過について説明させていただきます。

平成15年4月ですけれども、先ほど言いました財政健全化5カ年計画の中で、特別職、市長が10%の減、それから当時の助役が5%、教育長5%ということになってございます。これにつましましては、条例改正ということで、15年の3月の条例改正でなっております。それと同じくして、議員の報酬につましても、これは16年の3月議会で、議員提案で議長が5%削減、それから副議長が6%、議員が4%の削減ということで、これも条例改正という形で、報酬の改正ということになってございます。そういうことで、それが合併後も引き続いて現在につながっているということで、給与についてはそういうことです。

それから期末手当につきましては、平成17年度の人事院勧告で、平成14年ですか、特別職につきましては4.65カ月、それから議員については4.65カ月、一般職も4.65カ月あったわけでございますけども、15年の人事院勧告の実施におきまして、特別職、議員、一般職とも4.4カ月分ということになってございます。それで、17年度の人事院勧告で一般職は4.45カ月になりましたけれども、特別職と議員は4.4カ月そのままの据え置きということで決定されたようでございます。それが現在まで続いているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

10番 平林君。

○10番（平林崇行君）特別職の給料を引き上げないということなんですけども、先ほどの答弁のつながりです。じゃあ皆さんはモチベーションは下がらないんですか。私はそこを聞きたいんです。私は、堂々と皆さん同様に上げたらいいと思うんですよ。上げるのであればね。何をその、あれしてるのかなど。私は、しっかりと、いつも言っている、もらっている給料分の仕事をすればオーケーやと思っています。その辺のモチベーションについて、特別職の皆さんは下がらないんですかと。特別職の方に聞かせていただきますけども、議員の場合はいいですけども、私は先ほどの判断からしたら、いかがですかということを知りたいです。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）特別職の方々のモチベーションということでしたら、私のほうからは言いにくいんですがございますけども、特別職の報酬、それから議員の報酬も含めてでございますけれども、議員はいいとして特別職の報酬でございますけども、これにつきましては、僕の考えになるかわかりませんが、

議員報酬審議会というような制度の中で、きちっとやっぱりすべきかなというふうに考えてございます。

そういうことで、特に橋本市の市長はじめの特別職の方々の給料というのは、県下の7市を比較しても中から下位のほうにあります。ということで、海南市なんかでも合併後、審議会を開いて市長の給料が上がったという経緯がございますので、一度、こういう下げていったらええということではなしに、きちっと本来の給料は何ぼかということをするべき時期に来ておるのではないかというのが、私どもの考え方でございます。ちょっとモチベーションの話とは別になりますけども。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第35号については、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第35号 橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。



よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第36号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第36号 橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第37号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第37号 橋本市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号から議案第32号までの12件について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第21号から議案第32号までの12件については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第21号から議案第32号までの12件について、一括して討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、

で、討論を終結いたします。

これより、議案第21号 平成19年度橋本市一般会計補正予算（第5号）について から議案第32号 平成19年度橋本市病院事業会計補正予算（第3号）について までの12件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第32号までの12件については原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号について質疑を行います。質疑ありませんか。

5番 中西峰雄君。

○5番（中西峰雄君）38号につきましてお尋ねいたします。

この条例を最終日のこの日に出されたという理由をお聞きしたいのと、それからこのデイサービスセンターの現状の運営がどういふふうになっていて、今後どういう形になるのかということ詳しく説明願いたい。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）まず、最終日に出した理由なんですけれども、法人募集につきまして、本年の19年11月14日に指定管理者選定委員会を開催して、今回ご提案させていただきます法人を決定しました。

事務的な話なんですけれども、11月14日ということで、議案提出期間までに期間が少し短いということで、選定委員会後につきまして応募された法人への通知等、ちょっと事務手続きもまだ残っておりますので、議会開会日に提出するまでにはちょっと期間が短かったのかなということで、最終日になりました。

それと、この高野口デイサービスセンター

につきましては、昨年の8月に高野口社会福祉協議会、橋本市社会福祉協議会が合併しまして、10月から本市の指定管理者ということで、社会福祉法人橋本市社会福祉協議会に運営をお願いしてきたところでございます。

それ以前、高野口町の時代からも高野口町社会福祉協議会がデイサービス事業を運営していただいていたところでございます。それで合併後、いろいろな問題点もあったんですけど、経営状態が少し悪いということもあったんですけども、橋本市においても橋本市デイサービスセンターということで御幸辻でやっておりまして、そこについては運営については順調にやっているということで、社会福祉協議会合併によって運営のノウハウ等を共有することで、高野口デイサービスセンターについても、運営努力次第では改善の見込みがあるのではないかとということで、その期待も含めて社会福祉協議会に引き続き経営をお願いするというので、指定管理者に指定したところなんです。

その後、本年6月1日になって、約7カ月ほど経過してから、やはり運営については、経営努力はしているけれども抜本的に利用者確保できないということで、指定管理者解除の申請書の提出がありました。解除の申し出があったわけです。この間につきまして、毎月毎月、利用状況等、経営状況等の経営収支の報告をいただいております。経営が非常に苦しいという状況は把握できていたわけです。PRの方法ですとか、あるいは問題点につきまして、こちらからも指摘させていただきまして、引き続き経営努力とともに継続をお願いしてきたところなんですけれども、正式に、やはり経営が立ち行かないということで、最終的には本年度1,000万円程度の赤字が出るという申し出がございました。

そういうこともあって、この際、もうこの

まま続けていっても改善の見込みがちょっと立ちにくいということで、改めて解除の申し出を受諾しまして、新たに民間事業者を再度募集していこうじゃないかということで、今回、市の指定管理者運営の条例に基づきまして募集を行ったところでございます。

以上、簡単ですけど、説明といたします。

○議長（中上良隆君）5番 中西峰雄君。

○5番（中西峰雄君）これは私、ここで初めて聞く話なので、理解がよくできていないのかもしれないけども、もう少しお尋ねいたしたいと思います。

まず、社会福祉協議会が指定管理者として受けておられて経営が立ち行かなかったところの理由を、もう少し詳しくお聞きしたい。というのは、これ、民間の医療法人に指定替えをするということなんですけども、社会福祉協議会で赤字になって、民間の医療法人になればやっていけるという理由をちょっと説明していただきたいというのと、それから、そもそも高野口のデイサービスセンター自体が、存在の必要があるのかなのかという判断も一つ要るのかなと。

といいますのは、ご存じのとおりデイサービスにつきましては、かなり民間の事業者が独自に事業展開をされておりまして、供給者が足りないということではないのではないかと、これは私の勘違いだったら申しわけないんですけども、市場を見ますと民間のデイサービスの供給者、サプライヤーが不足しているという事態が市内であるようには思えないので、としますと、この高野口デイサービスセンターという公のデイサービスを運営する者がいるのかということところがちょっと疑問としてありますので、そここのところの説明を再度お願いしたいと思います。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）赤字の要因な

んですけれども、平成12年に介護保険法が施行されました。それまでにデイサービスセンターというのは旧法であったんですけれども、介護保険法施行に伴いまして利用者がサービスを選択できることになりました。当然、民間事業者も市内各地にありまして、ある意味では利用者選択とともに、業者サイドで言えば競争の時代に入ったと言えるのかなと思います。

そこで、介護保険制度が利用者にとっても徐々に定着してきまして、利用者が12年度以降は増え続けるというようなことになったわけであります。高野口デイサービスセンターにつきましても、平成12年は2,494万円の収益が上がっております。それが現在につきましては1,700万円の収益しかない。約800万円減収しているような状態です。

利用者につきましても、12年当初、延べ人数ですけれども3,090人もある利用者が、18年度は1,690人ということで、1,400人の落ち込みで、約半分になってしまっていると。そういうような現状でございます。

これらにつきましては、その間、民間事業所が整備されまして、旧高野口町内にも民間事業所ができて、これらにつきましては、やっぱり根本的な原因は利用者のサービスの提供に問題が、その格差が出てきたのかなと思っております。そのことにつきましては、市のほうも合併協議の中でもその収益、あるいはその利用人数のデータが出てきておりましたので、市のほうからかなり指摘をさせていただいていたんです。

それとあわせて支出面から分析しましたら、やはり人件費が平成12年度1,860万円あったのが、18年度は2,293万6,000円、約4,800万円も増えているということ。利用者が減ってきて収益が減っているのに、人件費が逆に年々増えていっているということで、悪循環にな

っております。

そういうことなんですけれども、それと利用者の中身を見ていきましたら、要支援から要介護5までの方、当然利用しておられるわけなんですけれども、極端な要支援の、一番程度の軽い方なんですけれども、平成12年度は417人あったのが、平成18年度は22人に落ち込んでおります。それに比べて要介護5、重度の方なんですけれども、平成12年度は131人あったのが、18年度225人と逆に増えているんです。重度の方が増えて軽度の方、再々軽度の方が利用される頻度が多いんですけれども、これらの方が逆に減っているということで、ちょっと、根本的に要因と言え、サービスの面で民間事業者に比べて魅力がないというのか、利用頻度が少なくなってきた、そういう実態がございます。それと、先ほども説明させていただきましたけれども、職員の人件費が収益を圧迫していると。これが一番大きな原因ではないかと思っております。

それと、社会福祉協議会が経営できなかったものが、民間事業者に任せても同じようなことになるのではないかというような懸念なんですけれども、今回お願いをする医療法人につきましても、橋本市内でも積極的に各介護保険の事業所を展開しておられる事業者です。また、大阪市内、豊中市でも介護の施設、事業所を運営しております。

それで、選定にあたりまして事業計画、あるいはサービスの内容等、それと収益予測等につきましても、十分慎重に検討しましたけれども、全体の事業の運営ノウハウを持っておられるということと、どの部分がこの高野口デイサービスセンターで強化すれば経営が成り立つというような事業計画も一応出て、こちらはこちらでわかる範囲で十分検討したつもりでございますけれども、将来のことはわかりませんが、社会福祉協議会以上

に経営改善していただける意欲が感じられますので、その部分に期待してみたい、そう思っております。

○議長（中上良隆君）指摘してください。

5番 中西峰雄君。

○5番（中西峰雄君）説明丁寧にいただいたんですけども、一点だけちょっと抜けている点がございます、今、民間の事業者がこの分野にかなり出てきている中で、高野口デイサービスセンターというものを、市が持つ意味というか意義と申しますか、これがあるのかなど。もう抜本的に考え直してもいいのではなからうか。つまり、単刀直入に言いますと廃止ということなんですけれども、廃止してでもこのデイサービス、市内のデイサービスの需要を賄い切れないということではないのかなというふうに考えられるんですけども、その辺りをどのように市としてはお考えになっているのかということでございます。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）介護保険発足しました平成12年当時については、デイサービスセンターが不足していたという事情があります。現在では民間事業所が非常に充実しておりますので、特に市がデイサービスセンターを持つ意義というのは、当時に比べたら薄れてきていると思います。

高野口デイサービスセンターにつきましても、引き続き法人を変えて、デイサービスの事業所として運営するかしないかについては検討しました。それで、デイサービスセンターをやめて障害者の事業所とか、あるいは高齢者、障害者、介護を問わずいろんな福祉の総合施設として転換できないか、そういうことも考えました。

ただ、この高野口デイサービスセンターの施設整備にあたりまして、国庫補助金をいた

だいております。それと起債もあります。それらの償還も残っております、それと施設転換するというふうになれば、社会福祉事業であればいいんですけれども、それ以外に転換しましたら国庫補助金の返還義務が生じてきます。それらと起債の残高等をいろいろ検討した結果、廃止した場合、多額の費用が逆に持ち出しになってしまうという現実がございます。それで、償還である何年残っていくら返さんなどという収支計算をした結果、やはり国庫補助金等の適正化等に関する法律の有効期間内にあるうちは、目的を逸脱しない形でデイサービスセンターを引き続きやっていくのが、費用的にも、住民サービスの点からも、民間事業所が充実しているというような状況もあるんですけれども、一番今取るべき道ではないかということで選択させていただきました。

○議長（中上良隆君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）中西議員の質問と似たようなことになると思うんですけれども、私はちょっと聞いておきたいのは、先ほどから健康福祉部長から説明がありましたけれども、私はこの施設については、中西議員もおっしゃっておりますけれども、条例に縛られておりますので、要するに条例を改正してちゃんとやっておれば、社会福祉協議会も、十分デイサービスの機能はほかにもあるんやさかいに、もっと充実した事業ができたと思うんです。

それで、この今の旧高野口町時代のそのままの条例で、それで縛ってきておるから、どなたさんがやってもしんどいと思います。この事業所では、このデイサービスセンターというのは中途半端な施設やさかい。それで複合施設に条例を変えて、やっぱりこの事業者にしてでも、おそらく今度、家賃が逆に20万円か25万円か知らんけど、年間何百万円か払わなならんのでしょ。今まで社会福祉協議

会、払わんと1,000万円も赤字になっておった。

ですから、やはり私、一般質問でもやしてもうたけども、そういう福祉施設そのものは、今、健康福祉部長言われてたけども、平成12年までは介護保険法がない時分にこれは建った施設やさかいね。介護保険ができたらこんなもん、当然、デイサービスだけでは赤字になるのは目に見えてわかってることや。それをかたくなにまだ条例を変えようとしないうところに、その古い考えを抜きなさいと私は言ったんですよ。古い考えをそこで抜きなさいと。どの事業者でもいいんですよ。だけでも古い考えを抜かんと、この条例は外すと思ったら、介護保険ができた後やから、要するに国や県でも認めるんですよ。デイサービスだけのということは、もうB型デイサービスセンターとしてこれを指定した施設なんやけど、もともとはC型のデイサービスセンターがあって、僕は地元において、このB型デイサービスセンターをつくるのに何千人という署名を集めてつくった経過があるので、よくわかってますけども、今のC型のデイサービスセンターは庚申さんのところにあります。今、身体障害者に施設をお貸ししてますね。あれはお年寄りのC型のデイサービスセンターです。それが障害者の施設に使うてますやんか。

だから、私はこの指定管理を社会福祉協議会からこの医療法人に移したことについては、反対はしませんけども、どなたがやっても、規制を緩和して条例を変えてあげて、そして市民のためにいろいろなサービスができるように条例改正をしてあげることが、経営する側にもサービス受ける側にもどちらもうまいこといくと思うんやけどね。その点、健康福祉部長、一点だけお聞きしておきます。今後、規制緩和をする気が、してあげてください。私はそう願うんです。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）今回につきましては、ホームページ等で同じ条件で事業者を募集しました。募集するにあたって、今、井上議員おっしゃるように、障害者も含めた施設に転換できないか、あるいは総合的な福祉の施設に転換できないか十分議論しました。ただ、条例に結局縛られていると言えそうなんですけれども、橋本市デイサービスセンターの設置及び管理の条例がありまして、その中で、事業指定を受けてきた経緯がございます。この条例につきましては、橋本市デイサービスセンターも一緒になった条例です。

それで、転換することも考えたんですけども、やはりデイサービスセンターとして補助をもう受けているということで、もう一度、社会福祉協議会で1年もたたないうちに解除の申し出がございましたので、もう少し需要を喚起できるのではないかとということで、期間も一応、平成23年の3月31日ということで、一応短期の契約にさせていただきまして、その期間で運営が可能かどうか見きわめるという意味合いも込めまして、再度、デイサービスセンターを継続させていただきたいという考え方です。

この考え方につきましては、先ほど言いましたように、補助金の返還とか起債の償還の、これらが一番最大のネックになりまして、協力金、先ほど井上議員からもありましたけれども、年間最低240万円納入してくださいという条件も今回つけさせていただきました。これは起債の部分を市で払っていると。それと民間事業者が同じサービスをする場合につきましては、事務所を借りたり、あるいは初期投資で建物を整備したり、資機材を購入したりということで、かなりの出費が要る。今回、高野口デイサービスセンターについては、既に建物も設備もございますので、その部分に

については市の規定に基づく使用料をいただくということで、年間最低240万円協力金をいただくということで、今回、募集の要件にさせていただいたところでございます。

いろいろな考え方があって、井上議員の考え方もよく理解できる場所なんですけれども、今回、23年の3月31日まで、もう一度デイサービスの事業所としてチャレンジさせていただきたいという考え方で、提案させていただきました。

○議長（中上良隆君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）しつこく言いたくないんですけど、橋本のデイサービスセンターの場合は環境も違うし、今までかつて実績もあるし、そこはものすごいサービスも、もともとデイサービスとして組み立ててきちっとやってきてあるのでね。見てのとおり高野口はやぶのあんなどころで、今、中西議員も廃止したらどうですかと、私もあのままでは廃止してもええと違うかなと思ってます。それで、かなり高くついておるので、食糧事務所の跡地を6,000万円も国に金を出して買って、また3億5,000万円も建家に要っておるんです。かなり、いわばお金がかかっている。しかし、施設としては不十分な、中途半端な施設なんです。それはよくわかってるんですけど、だからといって、社会福祉協議会が、社会福祉協議会というのは、もともと行政の任意団体みたいなものというか、ものすごいサービスがほかよりも一生懸命サービスをして、そして当たり前という、社会福祉協議会というのはそういうところ、もう古いからね。それで新しいそういう施設とまた違うんですよ。

先ほども言うてましたけども、平成12年までは介護保険ができてなかった。それから以後、この2,800万円から売上と言うておるけども、これは在宅介護のそういうところで補ってましたから、ずっと赤字、赤字で来ておる

んですよ。もう5年間。去年1年と違うんですよ。平成13年、14、15、16、17、18、もう6年ずっと赤字と。それを見直さないよと言うてるのに、いっこも見直さんさかいに、だれがやってもあかんど。またこれは、おそらくこの方も難儀すると思うんや。会社自体がしんどくなってくるから。

また、デイサービスだけであれば地域のためになりません。もう高野口のデイサービス何軒ありますか。農協もやってますし、そんな立派なところたくさんあるんやから、もっとあの施設に合うような条例に変えることによって、施設そのものが生きてきますんや。上に例えば障害者の、要するに卒業して障害者の、「むくのき」という施設があるんですよ。知ってますやろ。そこも委託というか法人でやってるんやけど、そこへ行けない方の、もともとそこを一旦デイサービスを廃止にして、新しい施設に、そういう障害者の施設として再出発するという方法も考えられないこともないんやけど、それは行政が考えることやけども、この今のデイサービスは、私はこの医療法人に管理いただくとして、市は家賃だけもらったら国へ借金返しできるんやからという甘い考えでやってたら、おそらくこの人は1年ももたないと思いますよ。

もう答弁要りませんが、早く規制を緩和して、条例を変えてあげて、そしていろいろな事業を展開する、そのことによって地元の人にも喜んでもらえる、本当に地元の人に喜んでもらえるような福祉サービス事業施設でなかったらあかんのよ。あかんですよ。営利目的であつてもあかんし、福祉なんていうものは、やはり地域の、周りの人が、本当にこの施設があつて良かったよと、喜んでもらえるような施設に変えていかんことにはあきませんのよ。それを強く、指定管理を賛成するにあたって、注文をつけさせてもらって、

しておきますのでよろしくお願いします。

○議長(中上良隆君)ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっておりまして議案第38号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よつて、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

この際、11時5分まで休憩いたします。

(午前10時50分 休憩)